

令和元年(行ウ) 第538号

損害賠償請求事件(政務調査費不正支出)

原告 伊坂 勝泰

被告 荒川区長及び荒川自民党会派

準備書面(3)

令和2年7月7日

東京地方裁判所民事第3部 A2係 御中

原告 伊坂 勝泰

原告は、本訴訟の3つの重要争点

- 1 本件研修の趣旨、目的、内容及び成果
- 2 場所を越後湯沢とした必要性及び相当性
- 3 午後4時に終了しているが、宿泊することの必要性

を柱として、被告が準備書面(2)で答弁してきたが、以下肅々と反論させていただきます。

はじめに

—研修前後について被告(生徒役議員側)の準備と反映—

(1)研修前準備

研修前に被告が、本件研修のテーマを設定するにあたり、区内の20以上の各種団体からのヒアリング結果を参考にして、本件研修時間割を作成しており、11部門に分け、1部門25分という短い時間を設定したので、説明をする荒川区の幹部職員(先生役職員側)にとって、ほとんど明らかにポイン

ト説明を主体としており、あまりにも広範囲で約1,000億円規模の予算規模を考えると、具体的な説明ができずに、ほとんど通り一遍の説明に終始したと考えられる。

つまり、研修前のお膳立てテスト問題は、すべて被告において行われており、11部門に及ぶテーマ設定及び説明件名すべて決められ、先生役の荒川区の幹部職員は、それに従って説明を強いられたのである。まさしく、被告が主張しているように、被告(生徒役議員側)が、荒川区幹部職員への行政への監視機能並びに政策作成能力を試したのである。

象徴的な言葉として、行政への「監視機能」つまり、区の幹部職員をテスト面接しただけである。議員の立場が上であるとの理由で、能力・熱意・考え方を全く考えず、実態は、先生役(荒川区幹部職員)を生徒として、議員が試しただけである。

従って、研修とはほとんど遠いものと考えられる。

(研修解説図)

	通常の研修との比較	本件先生役 (荒川幹部職員)	本件生徒役(荒川自民党議員)
①参加人数	生徒の方が多いのに逆転している。	42人の先生	12人の生徒
②研修そのものの費用	報酬及び会費は当然発生するのに、全くなしである。	講師謝礼金なし	出席者負担金なし 出席者会費なし
③立場	研修後に先生と生徒が逆転する。	研修中先生 研修後生徒	研修中生徒 研修後先生

④参加費用	生徒が優遇になっている。	私費	公費
⑤研修の実態	テスト・プレゼンテーションになっている。	先生がテストされている。	研修を通じて先生への行政監視機能並びに政策作成能力を試す。

上記の研修解説図から、本来の通常の研修とは、ほど遠い内容であり、結果として、断じて研修ではなく、被告(生徒議員側)が先生役(荒川幹部職員)42人に対して、プレゼンター化して、テストしたと考えられる。

(2)研修後

被告は、研修後 300 項目以上及び予算要望書をまとめ 9 月から始まる決算議会に備えたので、少なからず反映されていると、通り一遍の形式主義を述べている。

なぜなら、成果の具体例として行財政改革を高らかに掲げているからである。原告に言わせば、被告荒川自民党 12 人(議会 31 人中 12 人約 40%)は、長年議会の第一党として議長を選出して、区政を担ってきたのであるが、驕りがある。

本件の研修では、行財政改革を高らかに、錦の御旗を掲げているが、実体は、被告自民党議員 12 人は、約 40 万円をすべて公費で賄って生徒という立場にあり、かたや、先生役の区の幹部職員 42 名は、約 160 万円の私費で区の職員はなかば強制的に駆り出されている。

従って、総額約 200 万円に及ぶ金員を支出させて、新潟県越後湯沢ま

で足を運んで勉強した研修の主要テーマが「行財政改革」では、情けないのである。

被告は、必要性が全く説明ができていないし、避けていると考えられる。新潟県越後湯沢まで足を運んで、温泉につかりながら、夕方飲食を伴って、先生役の幹部職員の接待を遠い新潟の地で受けて幹部職員に高額の金員を支出させただけである。

つまり、被告荒川自民党議員 12 名は、自らが公金で懐が全く痛まず、自ら行政改革に反する行為を正々堂々して形式上は適正化をカモフラージュするために荒川区幹部職員 42 人を私費で強制的に参加させたのであるから、断じて許されるものではない。

これは荒川区の問題だけではないと思われるので、日本の夜明は遠いのかと思いが募るものである。

第1 本件研修の趣旨、目的及び成果

被告は、本件研修の趣旨、目的は区政の重要課題に関する認識を深めることとして、研修内容の重要テーマは行財政改革をテーマの一つとしており掲げたと、具体的に陳述している。被告が自ら主張するように内容は、先生役の区の幹部職員に、生徒役の被告議員側が、あらかじめ 11 部門に分け、テストのテーマを設定し、行政への監視機能の向上を計ったのである。

成果は極めて抽象的に、300 項目以上に及ぶ予算要望書をまとめ、9 月からの決算議会に反映したと述べ、重要項目の 1 つとして、行財政改革を高らかに謳っている。

つまり、本件研修は、先生役の区の幹部職員 42 人に対して、私費で参加させて、テストのテーマの設定をして、区の幹部職員 42 名に説明させ区政の重要課題に関する認識を深める側面よりも、「行政への監視能力」の向上に

主眼が置かれていたと考えれる。

さらに、被告荒川自民党 12 人全員は、行財政改革を主眼テーマとしてここで言う行政改革は、被告議員側はさておいて、区の幹部職員及び区民に対して、高らかに宣言しているのである。

被告側は、議員という人の上に立つ立派な謙虚さをもって自ら律して政策策定すべき立場の人達が、自らの事はさておいてとする考え方が、総額約 200 万円に及ぶ金員を支出させて、越後湯沢という〇〇〇〇でも良かった所、どこでも良かった所を必要性ありと言い逃れ続けている。研修会報告書によると目的、成果等は「区の各関係理事者と区議会自民党との意見交換で今後の荒川区についての良い会議ができました。」と述べており、極めてとおりの一遍である。従って本当の目的は、区の幹部職員にプレゼンテーション試験を受けさせ、生徒役の議員がカモフラージュして実は試験官に早変わりをして行政への監視機能のテストを行ったのである。

しかも、行財政改革については、被告議員側のことは、棚上げにして主権者区民と区の幹部職員に強いているのである。

つまり、本件で平成 30 年同年ファーストクラスを使った自民党斉藤議員及び週刊誌を公金支出した自民党会派の訴訟からも明々白々である。被告側の自分の事を差しおいての行財政改革に、現代の政治の矛盾を感じ世の中の混乱を象徴していると考えられる。

第2 場所を越後湯沢とした必要性及び相当性

被告は合理性と言いかえている。合理性とは妥当しているかどうかであり、妥当とは良くあてはまるかどうかである。相当性は該当するかどうかであり、良くあてはまることなので、合理性と相当性はほとんど同じと考えられるが、必要性はなくてはならないものであり「必要能わざるもの」と考

えられるので、被告は必要性について言及はしていない事となる。

必要性とは、他に置き換えられないものを言っているもので、以下その事を中心として被告が答弁を避けて誤魔化している以上、原告が必要性を展開していく。

もっとも、必要性とは、「必要能わざるもの」だから、越後湯沢の文字が実質的にないに等しい政務活動費の支出実態は、空しさが募るのである。

新潟県越後湯沢にした必要性は①交通便が良く②2時間以内③過度の交通費ではない④55名収容できる会議室の4つの理由を上げている。

しかし、これでは単刀直入に言うと東京から新幹線で2時間以内ならどこでも良いことになる。2時間以内では、北は仙台市、西は名古屋市、北西は越後湯沢を越えて新潟市まで良いことになり、極めて広範囲となってしまう。

つまり、越後湯沢という地名は〇〇〇〇で、上記範囲でどこでも良いことになる。越後湯沢の限定した文章が全く入らない、越後湯沢の必要性の答弁は、答えになっていないと主張する。

さらに、荒川区内でやると高額になるとか苦しまぎれの言い逃れをするにあたって、全く必要性の意味を分かっていない。

従って、被告の越後湯沢とした必要性について、全く返答しないこととなる。

つまり、越後湯沢の地で直接何もやっておらず、ただその温泉ホテルに泊まっただけであったが、越後湯沢の必要性など微塵も感じられない。

このような苦しい答弁を被告荒川自民党12人全員がして世の中通ると思っているのか、慚愧に堪えない。

荒川自民党12人全員は、いままで長年にわたり、区政第一会派として常

に荒川区議会をリードし、議長を独占してきたのであり、それが彼らの驕りとなり、いまでも気が付いていないのである。

原告の36件訴訟の和解を拒否し、被告側が判決を求める方向になっている以上、原告として、区長、荒川区議会及び荒川自民党12名全員を被告として戦うことを新たに誓うのである。

第3 午後4時に終了しているが、宿泊することの必要性

平成30年度自民党研修会時間割によると、平成30年7月20日午前10時開会、午後4時閉会と記載され、先生役の区の幹部職員による説明方式での研修プログラムの研修である。このプログラムの研修は、同日10時開始から午後4時に終了している。つまり、研修そのものは、午後4時に終了しているのである。その後、若干の時間超過し、休憩後、飲食を伴い、酒が入って話し合ったり、翌日にも話し合ったようであるが、それは、本質的に本研修の根幹部分に著しく乖離している。特に、当日終了後6時から9時の飲食を伴い酒が入っての話し合いをするために、宿泊することの必要性を述べているが、なくてはならないものが必要性なのであるから、酒を伴っての飲食のために宿泊はなくてはならないものに当然該当しない事となる。

説明方式の研修プログラムを謳っている以上、当日午後4時には閉会しており、終了しているので、帰途すべきであった。しかし、本件の目的は、宿泊することにより研修プログラムが終了後は、先生と生徒が逆転して、区の42名の幹部職員は、被告荒川区議会議員12名に対して接待をさせられたと考えるのは原告だけだろうか。

つまり、上司である議員に対して説明した区の幹部職員は、説明方式での研修プログラム中は、先生役になっていたが、午後4時以降、特に夕方6

時から 9 時まで、明らかに逆転していたのである。

従って、区の幹部職員による説明方式での研修プログラムは、当日午前 10 時から午後 4 時までが該当しており、それ以外の時間は、明らかに本研修とは異なり、極めて立場が逆転しており、研修とはほど遠いものになっていたと考える方が正当である。

新潟越後湯沢が〇〇〇〇であっても良かったし、必要性つまり、なくてはならないものではないように、宿泊することについても、同様の事柄がうかがえるのである。研修の最重要項目の行財政改革という「錦の御旗」も、自らを律していない荒川自民党 12 名全員は、何をかいわんやである。

第4 議員報告者のむなしさ

準備書面(2)と議員報告書がほとんど同様であるので、若干異なっている点を中心としてキーワードを基調として再度陳述させていただく。

1. 本研修の仕様

説明方式の研修プログラム、当日午前 10 時から午後 4 時まで行われており、時間割に基づいて粛々と行われており、それ以下でもなくそれ以上でもないと思われる。

それ以外の時間帯は、先生役の区幹部職員と生徒役荒川自民党 12 名の議員は立場が逆転しており、極めて仕様が異なっており、研修の体をなしていない。

2. 行政への監視機能の向上

被告荒川自民党会派全体として行政への監視機能の向上が図られているとの認識とは、区の幹部職員 42 人に対して行われたと思われる。つまり、先生役の区の幹部職員 42 人は、説明方式での研修プログラムになっているが、実際は、プレゼンテーション方式の面接試験になっていたと推測で

きる。そう考えると、午前 10 時から午後 4 時までの研修プログラム、つまり研修自体もあやしくなると考えられる。

被告自民党会派 12 人の議員により、荒川区の幹部職員 42 人に対して結果として、行政監視機能のためのプレゼンテーションテストを越後湯沢で行ったと推測できるのであるから、荒川区幹部職員は、全部自腹なのである。

3. だれのための行財政改革か

行財政改革は、それを主導する議員は、全く関係なく、対象は、区の幹部職員をはじめ、職員及び区民に行われているのである。手前みその言葉が、被告議員にぴったりくるのである。

そもそも、行財政改革を主導すべきリーダーが議員であり、本件研修でも、最重要項目と行財政改革を高らかに掲げている。自分達は、総額約 200 万円の新潟越後湯沢の地へ赴いて研修後飲食をともなって、つまり酒が入ったの親睦会をするために、宿泊をし、公金を使い、先生役の荒川区幹部職員はすべて自腹では、納得がいかないのであり、まさしく自家撞着である。

私達国民が求めているのは、荒川自民党がいう単なる形式論の行財政改革ではなく、本質的、実質的な意味をもった議員が自ら律してから始まる行財政改革である。

4. 越後湯沢である必要性

被告答弁書では、合理性と言い、妥当していると主張し、荒川自民党報告書では、相当性を主張しているが、荒川自民党報告書では、必要性を述べていない。被告荒川自民党幹事長及び政務会長による必要性の論述は、全く誤魔化しているのである。

必要性とは、なくてはならない事である。以下荒川自民党の記載文書をせきららにさせていただく。

- ①経費を低く抑えるために都内及び荒川区が合理性がないと言っている。
- ②業務から逃れるため、一定の距離があった方がよい。
- ③2時間以内で会議室があり、交通の便も良く及び交通費が安い。
- ④荒川区内では、高額になってしまう、という苦しい答弁
- ⑤先生役の幹部に対する行政監視機能の向上
- ⑥集中して研修参加ができる場所(越後湯沢か)
- ⑦都内及び荒川区では、55名収容できる会議室は高額である。
- ⑧区内施設については、区民優先のために使えないので代わりに、行財政改革の勉強のため公金支出約40万円支出する。
- ⑨行財政改革を最重要項目としての研修である。
- ⑩越後湯沢が必要性つまりなくてはならないものか。

10項目に分けて被告が主張したことを基本として原告は羅列させていただいたが、究極的にいうと、必要性は全くなかったのである。

言い訳に終始する被告議員側が、いかに苦しい答弁の連続かが明々白々である。

5. 宿泊することの必要性

必要性とは、なくてはならないことである。

当日、午前10時から午後4時まで説明方式の研修プログラムは終了している。つまり、それ以下でもなくて以上でもないのである。被告は、準備段階が色々大変だった。終了後は、いろいろな部分で活用したと述べているが、ただ何も証拠もなく具体性もなく、陳述しているが、本訴訟の一丁

目一番地は、研修そのもののあり方であり、必要性である。

越後湯沢という場所の必要性は全ないのは、なくてはならない視察地と考えると妥当する。

宿泊の必要性については、夜の飲食を伴って酒を飲んでの親睦会のための宿泊が必要で、公金支出をしたのでは、正当性もない。

研修テーマの最重要項目が行財政改革で区の幹部職員に対する監視機能の充実を計るでは、何のための研修なのか、研修そのものの意味あいまでも問われかねないのである。

6. 食事代及びコーヒー代について

被告は、当日の飲食代や1日目の昼食代、休憩時のコーヒー代は、自費としている。これは、荒川区議会政務活動費の交付に関する条例から、研究研修費は専ら飲食に要望する経費について、政務活動費を充てることができる経費から除外するとの主旨から当然のことである。

被告議員側は、すべて公金但し、昼食代、休憩時のコーヒー代、夕食代は、条例の主旨から私費である。宿泊後の翌日の朝食代は公金である。

かたや先生役職員は、一切公金支出なく、すべて私費である。このような仕様に税金が使われているのは、一区民として納得がいかない。

7. 区の幹部職員という受験生が越後湯沢というテスト会場に赴いて

区の行政の内容について、プレゼンテーションさせられ、行政監視テストをさせられただけではないか。さらに時間の制約がない環境に受験生を置かれ、エンドレステストをさせられただけである。

テスト時間は、当日午前10時から午後4時で区の幹部職員による説明方式のプレゼンテーションテストであった。

当日夜の時間を思うと荒川区の幹部職員部課長の無念さが私の心

に染みとおるのである。

荒川区幹部職員の一部にとっては、原告の主張に迷惑という人がいるかもしれない。ただ、人間としての正しい道を求めて、正道を貫く覚悟の原告は、荒川区幹部職員の涙が見えるのである。

第5 調査旅費から研究研修費への変節

研究研修費の内容科目は、1 会場費、2 講師謝礼金、3 出席負担金
4 出席者会費、5 交通費、6 旅費、7 宿泊費等。

調査旅費の内容科目は、1 交通費、2 旅費、3 宿泊費等。

本件研究研修費の内容科目は、1 交通費、2 旅費、3 宿泊費等以上の内容科目から、調査費の方がしっくりいくと思われるが。被告は調査旅費から研究研修費へ変更した。

濱島議会事務局長と小林総務課長の主導により、調査旅費ではなく、研究研修費では、講師謝礼金、出席者負担金及び会費という3つの重要科目がないのは考えられないと原告は主張する。

さらに、2人の荒川区の幹部職員は、新潟県越後湯沢については、一般的な常識の範囲であると理解しているおり、問題ないと主張している。

形式論で走り、被告指定代理人に入っている濱島明光区議会事務局長が監査委員への答弁どおり、本訴訟で述べているだけではないか。裁判となった以上、実質を問われているのである。職員のあり方も問われ、形式論ではなく、実質的意味合いが問われ、それを裁判で問っているのである。

そもそも、本研修は、本来の研修とは著しくことなり、まず、第一に先生の方がはるかに多いのであり、研修内容について、生徒の方が決定しお

り、先生役職員の行政監視能力を高めることを主眼とし、職員は私費、生徒は公金、先生は報酬なし異例続きの研修である。

そもそも私達が通常考える研修とは、研修内容は、その道のプロ、先生少なく、全て生徒側が会費を支払って、報酬は先生がもらって教えることなのであり、本件研修は、先生への監視強化の事をいうのであるから全く逆である。税理士 36 年民間の立場で仕事をしてきたが、これほど欺瞞に満ちた、ひどい研修実態をみていると慚愧に堪えない。これを正当化できる被告側が、おかしいのは明々白々である。

第6 請求の内容

「被告らは」の対象者は、区長及び 13 名(当時の自由民主党荒川区議会議員全員)であると主張していたが、小坂眞三議員が、令和 2 年 3 月 16 日ご逝去されたので、13 人から 12 人に変更をさせていただく。

小坂眞三議員に対して、心から哀悼の意を表する

本件は、荒川自民党会派全員が違法な越後湯沢公金支出をしたとして訴えられた事案であるが、12 名の当時の出席者全員責任あるのは当然の帰結である。

さらに、荒川区幹部職員が 42 名私費で出席させられ、その違法性のある自民党研修会に強引に出席させられたのは明白であるので、西川荒川区長は、幹部職員 42 名が深くかかわった本件において、全く知らなかった事とは、もはや言えない仕儀であり、共同不法行為と結果発生に相当因果関係があるので、教唆及び幫助者となり、従って共同不法行為が成立すると再度に述べさせていただく。つまり、区の幹部職員が本件、越後湯沢でかかった費用総額を支払う義務のあるのは、西川区長も同罪である。

第7 42人の荒川区幹部職員

1. 42人全員とはいかないが、数人でも世の不条理を感じていると思われるので、原告は戦かえるのである。

上に立つ自民党第一会派12名は、やりたい放題ではないか。節度や謙虚さが全くなく、ただ幹部職員のテストをしただけである。議員の方が行政能力があり、職員の方が下である形式論的な立場こそすべてで、物事の大切な事は善悪あって、断じて損得ではないし、単純に上下で決してよい事ではない。

議員という立場の人が、いかに律していかなければならないか、大義をもって、世のため人のためという信念が必要であるかがかいまみられるが、原告は議員に1回もなったことはないが、民間の一税理士として身が引き締まる思いがしている。

心ある荒川区幹部職員がいることを信じて、原告はその人の涙を支えに戦いを続けられるのである。

2. 研修の先生に仕立てられ荒川区幹部職員42人、夜の飲食をともなう親睦会でどんな事をさせられたのか。

原告は、現地は想像の域だが、太鼓持ちさせられたと考えている。太鼓持ちさせられるために、遠い越後湯沢にて、宿泊させられて私費で参加させられたので悲しい先生役である。

被告議員側は、形式論に終始し、形は一見立派だが、中身が実質的には空理空論である。裁判は実質論であるので、これからも、原告は、実質論を展開していく。

この訴訟は、勝つ宿命がある。もし、敗訴したら、全国の議員が、この

ような物いえぬ自治体幹部をさらにいいようにもて遊ぶのである。

正義は、誰が何といおうと、原告にあり、世のため人のため善悪を考え損得を考えなければ我が原告の正義の訴訟の結果はででくるのである。

3.区の幹部職員 42 人

今は、区の幹部職員 42 人に証人喚問は無理だと思われるが、将来、当日夜の午後6時から午後 9 時までの飲食を伴って、酒が入った親睦会により、その夜、宿泊が必要になったのか、その中身を知りたいものである。

将来、その夜の親睦会について、参加者の 1 人でも証人喚問に応じてくれる日が来ると固く信じるものである。

問題は、立場でなく、何であったかでなく、何をやったかが問われる時代に入ってきたのである。まさしく変動期になると形式論では全く役たたなくなつて、実質論でなくては、やれなくなっている。

これからは、変動期により、時代は厳しくなるが、かたや実質的意味あいの時代に入ってきている。本件の荒川自民党は、その変動に遅れているので、脇があいて本訴訟をおこされたのであるから、他の自治体も同じだと思つると慚愧に堪えない。

第8 最後に

1. 4 月 15 日までにはだすように裁判所に言われ、原告の手元に訴状が来たのは 4 月 16 日である。

裁判所は、到達主義で言っており、被告行政側は発信主義をとっている。このように、裁判所のルールに反して、訴訟の受取日を勝手に 1 日ずらし変更しているのは、ルール違反である。

2. 念のため付言すると、1 日目昼の昼食代、休憩時のコーヒー代、夜の飲食代などに、政務活動費を充てた事実はないと言っているが、これは条例によって、厳しくいましめているのであたりまえではないか、さらに言えば、先生役の区の幹部職員 42 人は、すべて私費で参加させられ、被告議員側は金額の大きい所は公費で出し、少ない主に飲食に係る費用は、私費であると主張しているのである。

3. 政務活動費

確かに平成 19 年頃鳥飼議長の時代、訴訟がおこされているから理由で、政務活動費が16万円から 8 万円へ半減したのは原告も承諾している。

そして、他区が追随すると思ったら、全くなかったので残念だと聞いている。

確かに、荒川区が政務調査費を月 8 万円にしたのは評価している。

原因は、鳥飼議長が言うように訴訟がおこされたからの理由であり、これは、当時の原告の訴訟である。

荒川自民党議員団が、何の理由もなく、政務調査費を半減したわけではない。

当時の荒川自民党が中心となって、議員提案したことは、原告は大いに評価しているが、原因は正しく述べず、被告に都合のいい事だけ言う手法はあり得ない。そして、他区が全く追随しない事を嘆いている事も漏れ聞いている。そんな事から、月 8 万円の政務活動費でも、再び訴訟をおこされ、越後湯沢の必要性及び宿泊の必要性について、苦しい答弁を繰り返し、特に、裁判所の指摘に対して越後湯沢

の必要性については、全く答えられていないので、誤魔化しの答弁であると断ぜざるを得ない。都合の悪いことは、答えない議員側の姿勢に主権者区民に対して真任をはたしていない。

つまり、区等の公的部門では、納税者、区民から調達した資源、税金をどのように使用したかを正確に記帳し、その記録の正確性を徹するだけでなく、納税者や国民に対するアカウンタビリティを果たすことがより重要な責務だが、慚愧に堪えない。

おわりに

荒川自民党が、平成 19 年度政務活動費を 16 万円から 8 万円にしたのは、大いに評価できる。ただし、原因は当時原告の訴訟がなされからであった。

今回月 8 万円でも訴訟がおこされている。原告が、和解で 36 件の訴訟を下すことを求め、今回は過去に 8 万円にしたように、8 万円から 0 円を求めてが拒否されたのである。

平成 19 年の荒川自民党の政務活動費を下げた謙虚さは、何処にと言いたい。

原告の和解要求を無視して、強気になっているが、慚愧に堪えない。

我々の大義は、政務活動費 0 及び選挙公金支出 0 である。財政の厳しい中、財政に対して律した謙虚な議員になって欲しいのである。もはや議員は、もうからない職業に位置づけなければ、この国の財政破綻が近づくことになる。

荒川自民党平成 19 年度政務調査費を下げた謙虚さは何処に行ったのか、時代変化を読めない荒川自民党には、幕末の徳川幕府の親藩ように感じられ、情けない思いがしている。